げんきサポートクラブ会員規約

公益財団法人中国労働衛生協会（以下「当協会」という。）が、げんきサポートクラブ会員（以下「会員」という。）に提供するサービスに関し、以下のとおり会員規約（以下「本規約」という。）を定めます。

第１条（会員）

会員とは、本規約に同意の上、入会を申し込み、当協会が申し込みを承諾した個人をいいます。

第２条（会費）

会員は、入会金・年会費の負担はありません。

第３条（会員証）

１．会員全員に、会員証を発行します。

２．会員は、サービスを利用する場合、必ず会員証を提示してください。

３．会員は、会員証を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等をすることはできません。

４．会員は、申し込みした内容に変更があった場合、速やかに当協会へ申し出の上、変更を行ってください。

５．会員が退会した場合、会員証は無効になります。その際、会員証は、当協会へ返却もしくは指定の方法で破棄していただきます。

６．会員証を紛失した場合は、速やかに当協会へ申し出てください。

第４条（サービス）

会員は、以下のサービスを利用することができます。ただし、地域により利用できないサービスがあります。

(1)定期的な健康診断の案内

(2)指定のオプションを会員価格で提供

(3)季刊誌等による定期的な健康情報の提供

(4)当協会が実施する健康イベントの案内

第５条（サービスの停止）

会員が以下のいずれかに該当する場合、サービスを停止することがあります。

(1)申し込み内容に虚偽の記載があった場合

(2)会員以外の第三者がサービスを利用しようとした場合

(3)その他、本規約に違反した場合

第６条（退会）

１．会員が退会を希望する場合は、当協会所定の手続きにより退会することができます。

２．会員が以下のいずれかに該当する場合は、当協会が退会の手続きをすることができます。

(1)当該会員の登録連絡先に １ 年以上連絡が取れない場合

(2)死亡した場合

(3)当協会が会員として不適切と判断した場合

第７条（個人情報）

申し込みの際に収集した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」及び内部規程に則り適切に管理し、当協会が会員に提供するサービスの範囲内でのみ利用できるものとします。

第８条（その他承認事項）

１．当協会は必要に応じて、本規約やサービス内容の変更を、予告なく随時行うことができるものとします。

２．本規約やサービス内容の変更は、当協会ホームページ等でお知らせします。

平成２８年　５月　９日制定

令和　４年　８月２５日改訂